

公募型簡易プロポーザル方式に係る手続開始の公告

下記の委託業務について、公募型簡易プロポーザルに係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和 7 年 4 月 17 日

静岡県知事 鈴木 康友

1 業務概要

(1) 業務名

令和 7 年度静岡中部都市圏総合都市交通体系調査業務委託

(2) 業務目的

静岡中部都市圏では、第 4 回静岡中部都市圏総合都市交通体系調査（平成 24 年～26 年）の実施から概ね 10 年が経過し、この間に社会情勢をはじめ都市構造や都市圏内インフラ整備の進展など、都市圏を取り巻く状況が大きく変化している。また、脱炭素社会に向けた取組の拡大、デジタル技術の進化、価値観・ライフスタイルの多様化等、時代の潮流に対応した都市交通体系の再構築が急務となっている。

このような状況を踏まえ、本業務は、新たな総合都市交通計画の策定を目指し、計画課題の設定、課題に対応した実態調査等の構成、調査対象範囲の検討、既存調査データやビッグデータ等を活用した新調査手法等について検討し、実態調査等の設計を実施する。

(3) 履行期限

令和 8 年 3 月 25 日限り

(4) 契約限度額

本業務の契約限度額は、21,000,000 円（消費税込み）とする。

2 参加表明書及び技術提案書を提出するために必要な要件

静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満足していること。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

(2) 静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係る競争入札参加資格の認定を受けている者であること。

(3) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）に基づく「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けていること。

(4) 以下に示す、同種又は類似業務について、平成 26 年 4 月以降に完了した実績を有すること。（元請として完了したものに限る。）

・同種業務：国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した、パーソントリップ調査を基にした総合都市交通計画策定業務

・類似業務：国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した、OD 調査を基にした総合都市交通計画策定業務

(5) 以下に示す、アかつイを満たす管理技術者を当該業務に配置できること。なお、参加表明書の提出期限までに当該登録を受けていない場合にも登録資格を有していれば参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該資格の登録申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには選定通知の日までに登録を受け、登録書の写しを提出しなければならない。

管理技術者は担当技術者と兼ねることができるが、この場合、予定技術者の経験及び能力の評価時においては、管理技術者としての評価を行ない、担当技術者としての評価はしないものとする。

ア 技術士（「建設部門：都市及び地方計画」又は「総合技術管理部門：建設一都市及び地方計画」、国土交通省登録技術者資格（都市計画及び地方計画施設分野のうち、計画・調査・設計業務）又は R C C M（都市計画及び地方計画部門）、のいずれか

の資格を有する者

イ 以下に示す、同種又は類似業務について、管理技術者又は担当技術者として従事した、平成 26 年 4 月 1 日から参加表明書提出日までに完了している業務経験を有する者

- ・同種業務：国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した、パーソントリップ調査を基にした総合都市交通計画策定業務
- ・類似業務：国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した、OD 調査を基にした総合都市交通計画策定業務

- (6) 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年 8 月 29 日付け管第 324 号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和 7 年 4 月 17 日（木）の午前 9 時から令和 7 年 5 月 7 日（水）の午後 5 時まで

(2) 配布場所及び配布方法

静岡県共同利用電子入札ポータルサイトの入札情報システム（P P I）

<URL <https://www.ppi.cals-shiz.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>>

及び、静岡県交通基盤部ホームページ「プロポーザル方式に係る公告」

<URL <http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-000/proposal.html>>

に掲載する。

4 参加表明書及び技術提案書及び見積書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書、技術提案書及び本業務に係る技術提案書に記載する内容を踏まえて、見積書を提出すること。見積書は、契約限度額を超えていないことを確認するために提出を求めるが、評価が最も高い者が 2 者以上存在した場合は、契約予定者を特定するための資料としても用いる。なお、積算の参考とするため、契約予定者に特定された者には再度見積を依頼することがある。

(1) 提出期間

令和 7 年 4 月 18 日（金）から令和 7 年 5 月 7 日（水）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前 9 時から午後 5 時までの間

(2) 提出先

〒420-8601

静岡市葵区追手町 9 番 6 号 静岡県交通基盤部都市局都市計画課施設計画班

TEL：054-221-2219 FAX：054-221-3640

E-mail：toshikeikaku@pref.shizuoka.lg.jp

(3) 提出方法

上記提出先まで持参若しくは郵送にて提出すること。

5 ヒアリング以降の審査対象者の選定

参加表明書及び技術提案書を提出した者が 5 者を超えた場合は、「予定技術者の経験及び能力」及び「企業の能力等」の評価を行い、評価の上位 5 者程度をヒアリング以降の審査対象者として選定する。

ヒアリング以降の審査対象者に選定された者に対しては、選定通知書により令和 7 年 5 月 9 日（金）までに通知する。

6 非選定理由に関する事項

- (1) 参加表明書及び技術提案書を提出した者のうち、ヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面（非

選定通知書)により令和7年5月9日(金)までに通知する。

- (2) (1)の通知を受けた者は、非選定通知の翌日から令和7年5月16日(金)(土曜日、日曜日及び祝日を除く)までに書面(様式自由)により、発注者に対し非選定理由について、説明を求めることができる。
- (3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和7年5月20日(火)までに書面により回答する。
- (4) (2)の書面は、4(2)に示す静岡県交通基盤部都市局都市計画課施設計画班まで提出すること。
提出方法は、電子メール、電送、持参、郵送のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及び電送にて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

7 契約予定者を特定するための基準

- (1) 次に掲げる評価項目を勘案し特定するものとする。
 - ア 配置予定技術者の技術者資格、業務経験、CPD、当該地域の業務経験及び手持ちの業務量
 - イ 企業の業務成績、優良業務委託表彰、ISOの取組
 - ウ 当該業務の業務理解度、実施手順、特定テーマに対する技術提案の的確性、実現性
 - エ 上記評価が最も高い者を契約予定者として特定する。ただし、技術評価の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を特定することとし、また、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。
- (2) 契約予定者として特定された者には、特定通知書により令和7年5月22日(木)までに通知する。

8 非特定理由に関する事項

- (1) 技術提案書を提出した者のうち、契約予定者に特定されなかった者(「5 ヒアリング以降の審査対象者の選定」によりヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者を除く)に対しては、特定されなかった旨と、その理由(非特定理由)を書面(非特定通知書)により令和7年5月22日(木)までに通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、非特定通知の翌日から令和7年5月29日(木)(土曜日、日曜日及び祝日を除く)までに書面(様式自由)により、発注者に対し非特定理由について、説明を求めることができる。
- (3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和7年6月2日(月)までに書面により回答する。
- (4) (2)の書面は、4(2)に示す静岡県交通基盤部都市局都市計画課施設計画班まで提出すること。提出方法は、電子メール、電送、持参、郵送のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及び電送にて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

9 その他

- (1) 詳細は、「令和7年度静岡中部都市圏総合都市交通体系調査業務委託 業務説明書」による。
- (2) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 照会窓口は、〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県交通基盤部都市局都市計画課施設計画班(電話番号 054-221-2219)とする。